

## 第6節 地域防災計画の修正

この地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、効果的な計画の整備を図る。各防災関係機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

なお、本町及び防災関係機関等は、計画の遂行にあたって責務を十分に果たせるよう、平常時から本計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努め、住民への周知を図るとともに、計画の進捗状況を把握し、実効性のある計画の作成に努めるものとする。